

# 労働時間に関する相談支援を実施中

<葛城労働基準監督署 労働時間等相談・支援コーナー>

葛城監督署では、中小企業の事業者の方々に対し、働き方改革(労働基準法改正部分)について、相談対応(訪問等)を行っています。まずは、お気軽にお電話ください。



お問い合わせ

電話：0745-52-5891

葛城労働基準監督署 相談・支援班

## Q&A (相談コーナーに寄せられる質問事例)

有給休暇の指定付与について、改正されたそうですが、そもそもパート(短時間勤務)のみで正社員は雇っていないのですが、それでも付与や指定をしなければならないのでしょうか？

パートタイム労働者など、所定労働日数が少ない労働者についても年次有給休暇は付与されます。(比例的な付与日数の表について、窓口にて資料を配布しています。)

コロナ感染拡大防止の対応で、想定外の時間外労働が発生したのですが、労基法 33 条届って、何ですか？

人命・公益の保護の観点から急務と考えられる事由により法定労働時間を超過する場合にあっては、労働基準法第 33 条に基づく「非常災害等の理由による労働時間延長・休日労働許可申請書(届)」について、事前に許可申請を、又はやむを得ない場合は事後的に届出を所轄労働基準監督署へ提出する手続きです。

(やむを得ず月に 80 時間を超える時間外・休日労働を行わせた場合は、医師による面接指導などを実施し、適切な事後措置を講じて下さい。)

固定残業代なので、日々の労働時間は、把握していませんが、これはまずいのでしょうか？

適正な固定残業制を採用する場合は、①固定残業代は▲▲時間分、②(固定残業代を除いた)基本給●●万円、③実際の残業代が固定残業代を超える場合は残業代を追加して支払うことを書面で労働者に明示の上、毎月適正な労働時間把握と必要な場合の追加支払いを行わなければなりません。